

事業計画変更（案）についての意見書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

提出者

住 所

氏 名 印

電話番号

次のとおり意見書を提出します。

1 新松戸駅東側地区土地区画整理事業との利害関係

（※裏面【注意事項】の 7 を御参照願います。）

（1）事業に関係のある土地等

① 種類 （※該当するものに○を記入してください。）

（ ）土地 （ ）土地に定着する物件 （ ）水面

② 所在地（具体的な住所又は地番を記載してください。）

.....

（2）権利の種類

記載例（居住地・所有地・借地・借家・抵当権を有している・占用許可を受けている区画漁業権を有している・所有者の同意により占有している 等）

を参考に（1）の土地等を使用又は収益することができる権利を具体的に記載して下さい。

.....

（3）（1）の土地等が事業によって受ける影響を具体的に記載して下さい。

.....

.....

2 意見の内容

(1) 意見の内容

事業計画変更の内容について、具体的に修正を求める事項を記入してください。(別紙 可)

.....

.....

.....

.....

.....

【注意事項】

1. 原則として楷書、横書きとして下さい。
2. 別紙は、原則としてA4版 800字以内にまとめて下さい。
3. 提出者の氏名(法人においてはその代表者名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。
4. 意見書の提出期限及び口頭意見陳述の申出期限は、令和7年12月1日月曜日(郵送の場合は当日消印有効)までです。
5. 事業計画変更の内容について、意見書を提出することができます。
6. 土地区画整理法第55条第5項の規定において準用する行政不服審査法の規定により口頭での意見陳述の申し出をすることができます。
なお、口頭意見陳述の申出方法については、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課にお問い合わせください。
※口頭意見陳述とは、意見書の審査にあたり、意見書提出者が口頭で意見を述べることです。
7. 土地区画整理事業の事業計画等に対する意見書を提出できる方について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)で以下のとおり定められております。

第20条第2項 当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者(以下「利害関係者」という。)は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第55条第2項 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

8. 提出先 〒260-8667
 千葉市中央区市場町1-1
 千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課